

# 第1回

## 新宿区次世代育成協議会

令和4年7月8日（金）

新宿区子ども家庭部子ども家庭課

午後 2時30分開会

**○事務局** 皆さま、こんにちは。本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、令和4年度の次世代育成協議会を開催いたします。

私、当協議会事務局をしております、新宿区子ども家庭部子ども家庭課長の徳永でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、定足数の確認をさせていただきます。

(定足数確認)

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

続きまして、委員の紹介をさせていただきます。今日お集まりの第九期の次世代育成協議会の委員の任期は令和3年6月23日から令和5年6月22日までとなっておりますが、この間の所属団体の人事異動などによりまして、委員の方が交代されている方がいらっしゃいますので、お名前と所属を紹介させていただきます。

(新委員紹介)

次に、当協議会の会長であります吉住健一新宿区長からご挨拶申し上げます。

**○吉住会長** 大変暑い中、またお忙しい時間帯にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

協議会の会長を務めさせていただいております、新宿区長の吉住健一でございます。

子どもや若者に関する支援につきましては、区では新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期)となっておりますが、そうした計画に基づきまして、総合的に取り組んでまいりました。

国においても、子どもをめぐる様々な課題に適切に対応するために、子ども施策を強力に推進していくため、令和5年4月1日に、こども家庭庁を設置することとなりました。今後とも国の動向を踏まえながら、適時適切な施策の展開に努めてまいります。

さて、本年度は子ども・子育て支援事業計画の3年目に当たります。この計画に基づき、妊娠から出産、子育てをされる間の切れ目のない支援、質の高い保育の確保、小学生の放課後の居場所の充実、虐待の未然防止、子どもの貧困の連鎖の防止などの施策に取り組み、安心して子どもを産み、育てられるよう、また未来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう力を尽くしてまいります。

本日の会議では、後ほど計画の進捗状況等についてご報告させていただく予定です。この協議会には様々な立場で次世代育成支援の推進に取り組まれている皆さまに委員として参加をしていただいています。活発なご意見をいただき、地域の皆さまと共に子どもの成長をしっかりと応援できるまちづくりに取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○事務局** 次に、当協議会の事務局を担当しております子ども家庭部職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員紹介)

それでは、次第の3、報告に入らせていただきます。新宿区次世代育成協議会条例第3条2項では、この協議会の会長は区長となっております。これからは、次第に沿って区長が進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

**○吉住会長** それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

まず(1)新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期)(令和2年度～6年度)及び子どもの貧困対策における事業進捗状況(令和3年度実績)についてです。

事務局から説明をさせていただきます。

**○事務局** 子ども家庭課長でございます。

資料1-1と資料1-2のご説明をさしあげますが、まず資料1-1、事業進捗状況一覧をお手元にお開きいただければと思います。

こちらの一覧表、タイトルにもございますように、新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期)令和2年度から令和6年度の計画でございますけれども、これの令和3年度の事業進捗状況、そして、子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業、こちらの令和3年度の進捗状況、これを一体化した一覧表でございます。

昨年度も委員でいらしゃった皆さまはご記憶あるかもしれませんが、昨年度はこの2つは別々の資料としてご紹介させていただいていました。この2つの事業、かぶさる部分多くございますので、今回から一体化した一覧表をご提示させていただいております。

1枚めくりますと、目次がございまして、さらにもう一枚おめくりいただきたいと思っております。表の記載についてというページでございます。

今ご説明いたしましたように、子ども・子育て支援事業計画、そして子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業の進捗を一覧にまとめております。

この後ご覧いただきますが、一番左側の番号欄の数字は、子ども・子育て支援事業計画の

番号を採用しています。表の中に横棒を引いてあるところは目標は設定していなかったり、あるいは選択する項目がないということを示しています。

また、表の中に斜線がある事業がございます。これに関しましては、子ども・子育て支援事業計画あるいは子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業のいずれか一方が対象外である場合、そういった表示の仕方をしてございます。

緑の網かけがある部分がございます。こちらも後でご覧いただきますが、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に該当するものを表しています。

また、黄色い網かけがかかっている事業がございます。こちらは令和4年度の新規事業や拡充した事業、あるいは記載の書き方を若干修正した事業でございます。

少し具体的に今申し上げたことをご説明いたしますと、2ページをご覧いただきまして、左側の番号7番、育児支援家庭訪問事業について、こちらは子ども・子育て支援法の61条に定めがある、区市町村として定められなければならない事業でございます。

3ページに目を移していただいて、15番のところに黄色い網かけがついてございますが、こちらは少し書き方が変わっている点がある事業でございます。

少し飛んでいただいて、28ページをご覧ください。今回新規の事業、この一覧表上1つだけございまして、このページの一番下、養育費確保支援事業でございます。こちら、離婚を考慮していらっしゃるご夫婦があった場合に、子どもの養育費の取決めというのがその後の子どもの育ちにとっても重要なことだと考えまして、今年度より養育費の取決めに関する公正証書の作成でありますとか、家庭裁判所の調停申立てに係る費用、あるいは弁護士の相談料、こういったものを助成する事業を開始してございます。今年度新規事業、こちら1つでございます。

表の見方としましては、このようなところでございます。

全ての事業数が、289あり、一つ一つの事業の進捗状況を説明させていただくと時間も長くかかりますし、あらかじめ郵送して資料をご覧いただいているかと存じます。質問がある方、個別の事業の質問のある方いらっしゃると思いますので、その時間、後ほど少し確保していきたいと思っております。私からは全体的なお話だけさせていただきたいと思っております。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響下での事業展開でございました。ただ、ある程度の経験でございまして知識を積んでまいりまして、新たな日常の中での運営方法を工夫して実施してまいったところでございます。

一方で、例えば1ページの3番、小・中学生フォーラムのように、予定4校のうち1校で

きなかったというような一部中止、あるいは6ページの上から4つ目、入学前プログラムの  
ように、感染の拡大期は全部中止せざるを得なかったものもあり、全部中止、一部中止とな  
った事業は全289事業のうち32事業ございました。一昨年はこれが66事業ございましたので、  
およそ半減したというところでございます。

コロナ以前と全く同じというわけにはまいりませんが、個々の事業の目的に立ち返り、感  
染対策を行いつつ、その目的のためにどのような工夫をすればよいかということを改めて考  
えながら事業を進めていった1年だったと総括的には言えるのかなと思っております。

個別の事業についてご質問ございましたら、この後お願いしたいと思えます。

次に、資料1-2について簡単にご紹介いたします。区が実施しております子育て施策の  
主なものを簡潔にまとめたリーフレットでございます。

最終面の真ん中左側をご覧ください。このリーフレットを以前ご紹介さしあげたときに、  
外国語の対応どうなっていますかというご意見を頂戴したことがございました。外国語を増  
やしていきまして、今年度は新たにミャンマー語につきましても外国語版を作成し、区のホ  
ームページで公開しているところでございます。

資料1-1、資料1-2の紹介、以上とさせていただきます。

**○吉住会長** ただいま説明がありました、新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）（令  
和2年度～6年度）及び子どもの貧困対策における事業進捗状況（令和3年度実績）につい  
て、ご意見やご質問がございましたらお伺いしたいと思います。ご質問のある方は挙手をお  
願いいたします。

なお恐縮ですが、発言される際にはお名前をよろしく願いいたします。

現時点では特によろしいでしょうか。

それでは、続きまして、（2）の議題となります。新宿区子ども未来基金の状況について  
です。事務局から説明をお願いします。

**○事務局** 子ども家庭課長でございます。資料2をご覧ください。

新宿区では、子ども未来基金と称しまして、子どもの育ちに関する事業の助成などに使う  
基金を持っております。

1番に書いてございますのは、基金の受入れ状況でございます。令和3年度は26件670万  
円を超える寄附金を頂戴しました。今年度は6月1日時点の集計でございますが、40万円を  
超える寄附金を賜っております。

基金残高としては、3億2,300万円余でございます。

3番からが活動への助成の状況として、昨年度の状況それから今年度の状況についても少し触れたいと思います。

まず3番の(1)令和3年度の助成でございます。8つの活動に対しまして、330万5,000円の助成をしたところでございます。

見ていただくとお分かりになりますように、子ども食堂や食品の宅配、フードパントリーといったような事業への助成が多くございますが、8番目でございます演劇による表現活動、こういった子どもの情操教育を区内で子育て支援の一環としてなさっている団体がございまして、そこへの事業助成も昨年度は実施させていただきました。

※印の2つ目でございます。令和2年度に引き続き、新型コロナウイルスの対応に係る費用、例えば、消毒液の購入などを加算して助成しているところでございます。

裏面を見ていただきますと、令和4年度既に助成を決定した7つの活動についてご紹介しています。令和3年度から引き続きの活動がある中で、こちらの7番目は、音楽という切り口で活動をされる団体への助成を決定したところでございます。

令和3年度に引き続きまして、新型コロナウイルスに関する対策費用を加算して助成することを継続しております。

また、令和4年度からは、民間事業者が管理するいわゆる貸し会議室や貸しホールといった会場費も対象とした助成を開始いたしました。

予算にまだ余裕がございますので、7月の下旬頃から2次募集を始めたいと思っております。今日お集まりの皆さま、あるいはその関係の方々でご興味ある方いらっしゃいましたら、ぜひご宣伝をよろしくお願いいたします。

続いて、4番目です。コンサルティングを活用した活動支援についてです。地域活動団体等への活動について、相談や助言を受ける機会を提供し、活動の開始でありますとか、既に始めている活動の安定した運営などを支援してまいりますという事業を今年度からスタートさせます。

先ほどまでご紹介した助成団体、あるいは助成を受けていない団体も新宿区内にはたくさん子育ての支援をする団体がございます。志があつて新たに始めたい方々が何からスタートしていいかわからないというようなケースや、逆に、始めてはみたけれども、メンバーの問題や資金の問題、PRの問題、あるいは規模が大きくなるにつれ会計処理が複雑になるというような悩みを抱えていらっしゃる団体があるかと私どもは認識してございます。そういったことに関するご相談をコンサルティングの形で専門の事業者へ委託しまして、コンサル

ティングの機会を提供する事業を始めたいと思っています。

こちらも7月下旬から団体の募集を開始していきますので、先ほどの2次募集と同様、お知り合いの方などいらっしゃいましたら、ご喧伝いただけると大変助かります。

資料2についての説明は以上です。

**○吉住会長** ただいま説明をさせていただきました、新宿区子ども未来基金の状況につきまして、ご意見、ご質問を承りたいと思います。ご発言のある方、挙手をお願いいたします。

**○委員** 2、3点お伺いしたいことがありますして質問させていただきます。

まず、今の子ども未来基金の状況について、コロナの子ども食堂関係の予算で、僕は子ども食堂すごく大事な取組だなと思っていて、子ども食堂って食事を配るだけだと多分魅力が半減していて、そこで人と人がつながったりとか、何かそういうところも恐らく感染対策をしながらやられているのかなと思います。

そう考えたときに、子育てセンターとかつどいの広場というのは拠点ですね。地域の子育て支援拠点ではご飯を食べて1日いたりとか、親子でのんびり過ごす環境が以前はありましたが、コロナをきっかけにそれが区から中止の要請が来ているという話もよく聞きます。

こっちがよくてあっちが駄目というのが何か理屈的に多分合わないというのと、だからといってこっちをなくすということを僕は申し上げているのではなくて、子ども食堂で食事が可能であれば、子育て支援拠点での黙食を軸にした飲食は可能なのではないかなというのが1点目です。

2点目は、先ほどの資料1-1に戻りますが、14ページの99番と100番のところで、このすくすく赤ちゃん訪問、いわゆるこんにちは赤ちゃん事業ですが、これは全戸訪問が目標で、継続して実施していきますと書いてありますが、令和3年度について、どのぐらいのパーセントで訪問できたのかという実績がここに書かれていません。なので、実績を教えてくださいたいのと、その下の100番の健診の受診率で、1歳半健診と3歳児健診が9割を切っているという数字をどう受け止めていらっしゃるのかなと。令和6年度目標に「維持を図ります」と書いてありますが、本当にこの8割台を維持していいのかなというのがちょっと気になりました。

最後、3点目ですが、コロナの前後でニュース、報道等によれば、不登校の子どもがかなり増えているというニュースがあります。そうなったときに、この3ページの16番の不登校児童・生徒への支援というところが、例えばスクールソーシャルワーカーは40校で3人というのは本当に足りているのかどうかと。この表だけだと分かりませんが、実際区内でどのぐ

らいの子が今こういう問題で苦しんでいるとかを行政として把握されているのかという、この3点教えていただければと思います。

**○吉住会長** ご発言ありがとうございます。

子ども食堂の状況のことというか、在り方ですかね。

**○委員** 子ども食堂がありだったのに、子育て支援拠点はなしというのが理屈が合わないのではないかなということです。

**○吉住会長** 別に区でやめてくださいとお願いはしていませんが、そこについてはちょっと見解の違いがもしかしたらあるかもしれません。それから、すすく赤ちゃん訪問の実績、パーセントで示してもらいたいという点、不登校が増えているはずなのですが、もとの計画上のスクールソーシャルワーカーが3名ということで足りているかどうかについて、それぞれの所管から、説明をお願いいたします。

**○事務局** 子ども家庭課長でございます。では、まずご質問の1点目、子ども食堂と子育て支援拠点などとの関係性のところかと思えます。

子ども食堂に関しましては、それぞれの団体さんで最終的にはやる・やらないの判断をいただいたところでございます。

先ほど少し説明を省略してしまいましたが、資料2の3番(1)の表組みの下のところ1つ目の※印ですけれども、活動を単月で休止する、感染拡大月においては単月で休止するか、あるいはお弁当をいつもの場所に用意して取りに来てというような形で、いわゆる子ども食堂、座組を組んでそこで食事をするという以外の形で食を提供しながら、そこで最近どうというような声かけをするというような、そういう営みに活動の中身などをやはり工夫なさってやっていたというのが本当のところなのではないかと思っております。

活動支援拠点、例えば児童館などをイメージされてのご質問かもしれませんが、私が承知している範囲で言えば、年度の途中までは確かに利用を制限しながらも、午前中だけ小さいグループが利用するとか、あるいは土日祝日だけ利用していましたが、秋頃から少しずつ活動を広げていったというのが、新宿区における子育て関係施設の使い方の状況だったと理解しております。

1つ目のご質問については以上でございます。

**○委員** 食事をしていいかどうかの話です。

**○事務局** 食事をしていいかどうかについては、子ども家庭支援センター、あるいは児童館はもともと食事をするというようなところはあまりございませんけれども、お弁当を持ってく

るような方々はいらっしゃいました。それについてはご遠慮いただいているというのが正直なところでございます。

**○委員** となると、子ども食堂の場合は可能だった時期があるのに、子育て支援拠点は可能でなかったということで、少しずれがあるのではないのでしょうかというのが僕の質問です。

**○事務局** それぞれの主催の団体のお考えあったかと思しますので、子どもは食事の場面、喫食の場面での感染リスクというところを比較的強く捉えて、お弁当についてはご遠慮いただいたという判断をしたところでございます。

**○委員** 分かっていないけれども、分かりました。

**○吉住会長** 先生のご指摘は、黙食さえしていれば子ども食堂もずっと続けてよかったのではないかというご指摘でしょうか。

**○委員** 子ども食堂は続けているのだけれども、拠点が駄目というご回答だったので、拠点が駄目な理由が分からないという話です。

**○吉住会長** 分かりました。

これは法律に基づいて、東京都から緊急事態宣言や、まん延防止重点措置が発令されているさなかにおいて、各施設における利用の仕方についても、それぞれ指示が出てきております。その中で新型コロナウイルス感染症対策本部会議の中で決定していたということになっています。ただ、都で解除された後には速やかに解除するようにしていると。いわゆるこれは私たちの独自の判断でやっているということではなくて、全体のルールの中でやってきたということは確かにございます。

**○委員** 別にここにこだわるわけではないのですが、子ども食堂では実際に緊急事態宣言がないときには、活動が行われていたという実態があって、だけど子育て支援拠点は駄目だったという、二重ルールになるのではないのでしょうか。

**○事務局** 総括的に申し上げられるかどうか分かりませんが、子ども食堂の場合には月1回だったり、多いところは週1回とかお弁当を配ったところもございましたが、そういうところであっても、感染の大きく拡大した時期には活動そのものを中止していました。

**○委員** それは分かっています。そこを感染拡大の時期にやったほうがいいのではないかと僕は一言も言っていないで、感染拡大していないときに、こっちがマルであっちがバツというのはどういうことなのかと。同じ年代の利用者層もあっただろうにという話です。

**○事務局** 子ども家庭支援課長でございます。

先ほどご質問を頂戴しておりますのが、私どもで実施しております「子育てひろば」と呼

んでいるもので、そこは区内に全部で5か所ございます。そちらで乳幼児親子の居場所として皆さまに来ていただいている場所に対してのご質問かと思っております。

そちらにつきましては、コロナ禍が今続いている中、利用を4時間で一度切らせていただいております。その後、1時間かけまして丁寧に消毒をさせていただいているところがございます。特に乳幼児の方においては、マスクもできませんし、おもちゃ等を口に入れることもございますので、隅々まで消毒をする時間としまして、間に1時間頂戴しているところがございます。

そういったところもございまして、お昼の時間帯1時間消毒させていただいておりますので、今現在も飲食はしないような形でいただいております。

**○委員** だからそれは分かりますが、例えば乳児であれば、おやつを食べるという習慣があったりとか、いろいろな可能性があります。そうなるときに4時間という説明では、多分根拠としてはちょっとどうなのかなと今お聞きして思いました。

**○委員** 今四谷ひろばの責任者で、聞いていて思いましたが、今回コロナの問題のときに言われているのが、新宿区としては公民館と公園のところは結構厳しい。だから、区の責任の所在するところは厳しいのだなと。ただ、四谷ひろばは民間で地域のボランティアで運営しているので、民間の部分では結構自由に、責任は私たちにあるというところで切り離されるんです。例えばこの子育て支援じゃなくて、使っている食堂の場所が民営のところであれば緩いのだと思います。ただ、区の施設だとやっぱり突っ込んでくる人は突っ込んでくるので、責任の所在が区にある場合には一律で厳しくならざるを得ないのと、区の職員自体がいろいろなことに気を遣っていらっしゃるの、先ほどの清掃の話も含めてよく分かります。ただ、その一時的な利用者というよりも、民間で責任がちょっと緩いところだったらいけるのではないかなと、ちょっと今聞いていて思いました。

**○委員** でも、それだと民間はオーケーで区がバツという、それこそ二重スタンダードになるのではないかと思います。

**○委員** でも、責任がそれぞれの施設の中で責任と言われているので、児童館の所管がやらないというところと、子ども食堂が民間のところを使っていれば、その民間の建物の中で消毒することは責任なので、誤差が生じてもしようがないのではないかなと。

**○委員** しょうがないことですね。分かりました。

**○委員** そうそう、しょうがないんじゃないかなと聞いていて思いました。

**○委員** ご意見としては分かりました。

**○吉住会長** そのほかご質問等ございませんでしょうか。委員、お願いいたします。

**○委員** 子ども食堂を運営している当事者として、今のお話にも参加させていただきたいと思って手を挙げさせていただきました。子ども食堂の場所を区から借りた場合は、コロナ禍の2年間ほとんど運営できない状況でした。

あと、皆さんいろいろな主体があるので、どうお考えかは別々だと思いますが、私たちの事例からお話ししますと、ひとり親家庭や経済的に困難なご家庭では、お母様が感染してしまった場合、その家庭の生活が立ち行かなくなるというリスクが非常に高いので、区内の子ども食堂に関しては会食を中止したところが多く、基本的には人を集めないことに非常に皆さん配慮されていた印象があります。

あともう1つは、先ほど責任の所在がということをおっしゃっていましたが、まさしくそのとおりで、私たちは区から委託している事業ではなく、自主的な活動としてやっておりますので、例えば感染例とかが生じた場合には、自分たちで民間の保険をかけてでも全て対応するような費用を自己で捻出しております。

例えばコロナに感染したご家庭に関しては、ネットスーパー等を利用して非接触型で食材を届けることまで全部アフターフォローしておりますので、そういったことがどこまで負いきれるのか各自個別の判断をされての違いだと思います。

そういった点で、区の施設が使えないことに関して、使うこともできたけれども、自主的にそれぞれが判断して、この時間内では密を避けて、感染を防ぐようなオペレーションができないと判断してやらなかったところが多いのではないかなと思っています。私たち自身はそうでしたので、会食2年間一切やっていないです。

**○委員** 会食ではなくて、僕が言ったのは、例えばその小さな子どもがおやつを食べるとか飲物を飲むみたいところも規制され得るのかどうかというのもちよっと含みます。

**○委員** なるほど。それでは、子ども食堂は今回関係ないと思います。

**○委員** だから、子ども食堂は全然僕はやめたほうがいいとか全然言っていないくて、ただそういう子育て支援拠点とかひろばに来た親子がそこで飲物を飲めなかったりとかおやつを食べられないという案件が発生していたらちよっとまずいかなと思いましたが、その辺についてはいかがでしょうか。

**○事務局** 子ども家庭支援課長でございます。

私のご説明が言葉足らずで申し訳ございません。飲食という形で申し上げましたけれども、当然、水分補給のお水を飲んでいただいたりですとか、あと授乳コーナー、搾乳コーナーも

ございますので、そこで授乳をしていただいたりですとか、あとどうしてもおなかがすいてしまった子は補食という形でいただいていることは確かでございます。今までのように皆さんでお弁当を囲んで食べましょうということをしていないということでございます。

**○委員** いやいや、こちらもありがとうございます。

**○吉住会長** 委員のご指摘もごもっともで、なぜ同じ区の施設を使っている、ボランティアの皆さんがやる場合は許可が出ていて、公でやっているところは出なかったのか。そこで公のところに頼っていたというか、通っていた方に対しては不利益だったのではないかということのご指摘だと思います。適宜感染状況を、また、区の職員は子ども家庭部の職員も含め全ての職員が、コロナに感染した人1日1,000人を超えているときもありますので、総がかりで療養者の支援に当たっていました。

ですから、そういう意味では、私たちが十分に子育て中の皆さまにお応えできなかった部分もあろうかと思えます。その点につきましては、区を代表して私からもおわびをさせていただきますが、今後なるべくウイルスの性質自体が変化してきましたので、昨年、一昨年はまだ治療もなく薬もない、そういう状況の中で、施設で発生した場合、その施設を停止して消毒をして関係者が全員濃厚接触者としての隔離期間を過ぎないと職場に復帰できない。そういう状況の中で運営させていただいていましたので、区民の皆さまには、より行動制限といいますか、利用制限をおかけしてしまったという点がございました。その点につきましては、分からない病気であったとはいえ、配慮が足りていなかったとすれば、ご指摘のとおりだと思いますので、今後はウイルスの性質も変化してきましたので、そこも見ながら在り方を考えさせていただきたいと思えます。本当に貴重なご指摘だったと思えます。

あと、すくすく赤ちゃんの訪問の実績、実際の乳幼児に対する、出生した子どもさんに対するパーセントの表示と、それからSSWの件に関しては教育委員会からお願いいたします。

**○事務局** 健康政策課長でございます。

99番のすくすく赤ちゃん訪問につきまして、訪問実績が2,168人で、このパーセントがどの程度かというお尋ねでございます。

こちら、大変申し訳ございません。今日資料等の手持ちがございませんので、この場で回答することができません。どのように回答するかについて事務局とも相談しながら適切に対応してまいりたいと思えます。

(※後日補足：資料1-1の99番、すくすく赤ちゃん訪問の実績については、以下のとおり。

対象者2,447人、訪問者2,168人、88.6%)

続きまして、100番の乳幼児健康診査でございます。ご指摘のように、中には6か月健診で88.6%、80%台の受診率に対しまして、受診率の維持を図るといったような方向性が出ています。これにつきまして、趣旨といたしましては、たとえコロナのことがあっても、なくてもいいですか、いずれにしても、その受診率の維持というのは受診率が高かったときとか、そういったところの回復をしていくといったような趣旨で書かせていただきましたけれども、ちょっと誤解を与えるような表現だったとすればおわびを申し上げて、今後どのように記載をしていくかということについて、検討してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○事務局** 教育調整課長でございます。

16番のスクールソーシャルワーカーの件につきましてご説明をさせていただきます。

まず、ここでは不登校の児童・生徒の状況というところが一つございましたので、ご紹介させていただきますと、速報値ではありますが、令和2年度と令和3年度を比較いたしますと、小学校において約2割程度、中学校において1割弱ですけれども、不登校児童・生徒が増えているという現状がございます。

不登校対策につきましては、児童・生徒が楽しく学校生活を送って、不登校に至らないよう未然防止に取り組むことが何よりも重要であると認識しています。区立の学校におきましては、教員やスクールカウンセラー、こういった子どもに関わる関係者が子どもの小さな変化を見逃さずに、不安や悩みに寄り添って早期に対応することを全校で認識を一つにして取り組んでいるところです。

一方、登校が難しくなっている児童・生徒に対しましては、定期的な連絡を継続すること、そして相談しやすい関係づくりに努めているということで、基本は担任からその児童・生徒さんに対する継続的な連絡体制を取っています。特に、昨年度から1人1台タブレット端末というのを導入しておりますので、そういった機器も活用しながら連絡を取っているところです。

各学校から長期の欠席児童・生徒のご報告などをいただきますと、そこに対応してスクールソーシャルワーカー、現在3名おりますが、それを各学校等に派遣をして、教員と協力しながら不登校対策として児童・生徒に関わるということで、昨年度はこの3名が、全小中学校を対象に年間で3回ほど訪問させていただきながら、ご相談を受けているという実態がございます。人数については、今後の不登校児童・生徒の発生状況なども踏まえながら適切に考えてまいりたいと思います。

以上です。

○吉住会長 ありがとうございます。

そのほかご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは委員、お願いいたします。

○委員 学童の状況について幾つか質問があります。

5年前の資料を確認しまして、2022年4月に区のホームページで報告されている学童クラブの定員数と在籍登録児童数を比べてみると、定員は頑張って増やしていただいて、5年前よりも340名増えています。ただ、登録児童数も増えていまして、こちらが500名近く登録が増えているので、相変わらず定員からオーバーする人数が5年前200名弱だったのが、今340名定員オーバーという形で子どもたちが在籍しているという状況です。

一つ一つの学童クラブを見ると、マイナスのところもあつたりしますが、ひどいところになるとその倍登録数があるというところもあつて、子ども家庭部と懇談したときには、ありとあらゆる機会を使って場所探しをして、いろいろな業者に声をかけたりということで、かなり努力をされてきているとは聞きましたが、改めて見たら、定員オーバーのところはまだあるということが分かりました。

6月の子育てメッセに、学童保育ではオンラインで参加させていただきましたが、学童クラブにこれから入れたいという保護者の方向けに、Zoomを使った何でも相談会というのを行いました。今年はすごくアクセスが多くて、その保護者の方からはとにかく学童の情報が少ないと。1点目ですが、学童の情報が区のホームページを見てもなかなかたどり着けないという点です。私たちもありとあらゆる機会を使って、いろんなことで発信はしています。でも、ファーストアクションとして、新宿区に住んでいて学童クラブに入れようと思ったら、区のホームページから見の方が多と思うので、冊子があると思いますが、今後もつくる予定があるのかなのか、その辺を聞きたいのが1点です。

あと、資料1-1の25ページの194番、学童クラブの充実の事業について、民間学童クラブへの助成箇所を5か所に増やしますとあります。これが2つ目ですが、今現在、民間学童クラブ、区の発表だと3園ありますが、5か所に増やすという2か所はどの辺の地域なのか、進捗状況をお聞きしたいです。

3つ目の質問が、この民間に助成というところに少し不安があるという声が保護者の間で出ています。というのは、ものすごい勢いで、保育園を増やしていて、今配られた資料にも出ていますけれども、0歳、1歳ぐらいが結構定員に空きが出てきているということで、令

和2年から3年にかけて新宿区での認証保育園3園が経営難を理由に閉園しています。新宿区が出している通知がホームページ上に、閉園する旨の報告を受けましたという報告だけでした。

私は、次世代育成協議会をあまり欠席していないので、こういう報告を聞いた覚えがありません。今日もらった資料にも特に閉園予定があるとかというところがないので、3園以外にも経営難を理由に閉じてしまうような園が申出があるのかがとても不安です。子ども・子育て会議の議事録読みましたが、区としては存続を前提に見込んだ数値で計画を出しているということなので、区としても閉じてほしくなかった。でも、閉じられちゃったというふうに読みました。

民間の場合は業者がやめたいと言ったら、もう区は受け入れるしかないというか、そこにいる子どもたちをどこかに入れ直すか、入園するあっせんをするというのみで、何年まではちゃんと運営してくださいとかという約束でしたが、この保育園の状況を見ると、民間の場合はもう業者がやめたいと言ったらなくなっちゃうみたいなことになっているのかなというのがとても不安です。

これから子どもが減っていく傾向で整理縮小がある場合、民間は経営難で閉園してしまうということが今どんな感じであるのか、学童は絶対そういうことがないのか、その辺を聞きたいです。

**○吉住会長** 事務局からお願いします。

**○事務局** 子ども家庭支援課長でございます。

まず、学童クラブを紹介する冊子等がないのではないかとのご指摘でございますが、「学童クラブ・放課後子どもひろばのご案内」というリーフレットを既に作らせていただいております。特に今お話がございました年長さんの保護者の方宛てには、小学校である新1年生の保護者向けの説明会に毎回必ずお邪魔をしており、そこでこちらのリーフレットについて区職員が説明をさせていただいております。説明会が終わった後に、個別の質問もお受けしているところでございます。

それから、民間学童クラブについてでございますが、今まで3所あったところを昨年度2所増やして5所にさせていただきたいというところで計画をつくらせていただきましたが、適地がなかったところから昨年度は民間学童の開設というのは見送ったところでございます。

今後も先ほどご指摘がございましたように、定員に対しまして登録していただいているお子様の数が増えておりますので、区有施設の活用可能なスペースの確保ですとか、あと民間

の賃貸物件の活用も考えまして、今の現状を打破するような解決策を今現在検討しているところでございます。

**○事務局** 保育緊急整備等担当でございます。

認証保育所の経営の経緯についてのご質問については、私からお答えをさせていただければと考えてございます。

当協議会に認証保育所の案件をご提示したかどうかというのは、今資料がないためお答えできず申し訳ございません。

認証保育所の閉園について、事業者様からお話を伺ったのは令和2年度中のことでした。おおむね半年以上かけて様々な協議をしてきました。協議というのは基本的には私どもとしては、認証保育所につきましても、待機児童の解消について資する保育所と認識してございますので、なおかつその在園児の処遇についても必要なことをやっていただかなくちゃいけないというところで、できるだけ存続していただきたいということで、かなりの回数協議を重ねてきたところではございます。

その中で、結果的に2年間でその当該事業者の認証保育所3か所閉園という形になりましたけれども、少し年度をずらしたりして調整をさせていただいたところではございます。

質問の中で、一定以上の年数を保育所をやるみたいな決まりはないのかということにつきましては、認証保育所についてもそういった決まりはございますが、この事業者についてはその年数は満たしながらも、それぞれの園の経営が厳しいということで閉園を決めたというようなところではございました。

私どもとしては、先ほど申し上げた少し年数をずらした閉園というところと、あとは確実な在園児の処遇の確保というところをお願いしてきたところではございます。結果としてその全ての在園児が処遇を、ほかの保育所に移ったりとか、ほかの幼稚園に移ったりとかということができましたので、東京都とも調整をした結果として閉園をお認めしたと、そういった経緯でございます。

**○吉住会長** よろしいでしょうか。

今、子ども未来基金の議題でやっておりますので、一旦こちらを終わりにして、その後、そういえば発言しておけばよかったなという方のために自由に発言できる時間帯を取ってございますので、一旦この議題に戻りまして、子ども未来基金につきまして何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

ないようでしたら次の議題に移らせていただきます。大変申し訳ございません。

それでは続きまして、(3) 待機児童解消対策の進捗状況について説明をさせていただきます。

**○事務局** 保育所の待機児童の関係につきまして、保育緊急整備等担当からご説明申し上げたいと思います。資料につきましては、ホチキス留め2枚組の資料3-1とカラー刷りのA4、1枚の「待機児童解消に向けた取り組み」、この2つについて、ご説明をさせていただきます。

まず、「令和4年度保育園・子ども園等入園児童調べ」というホチキス留めの資料でございます。資料1ページ目の上の表につきましては区立の保育園と、それから上の表の下側が子ども園の状況を表してございます。一番上の弁天町保育園の例に従いまして表の見方のご説明をさせていただければと思います。

まず、弁天町保育園の表の左側の0歳から5歳までの状況、表の上段は年齢ごとの定員数が掲載してございます。網かけの下段は、在籍児童数の状況を表してございます。中央部がその合計です。中央右が入所率、それから表の右側にそれぞれの年齢ごとの待機児童数が掲載されている表になってございます。

上の表の待機児童数のところの最下段を見ていただくと、0歳から5歳まで全て0と、合計も0ということで、区立保育園・子ども園につきましては、待機児童が4月1日現在ゼロという状況でございます。

それから、表の下でございしますが、こちらからが私立保育園と子ども園の状況を掲載してございます。表の見方は同じでございしますが、おめくりいただきまして4分の3ページの上の表の下段の待機児童数のところを見ていただくと、やはり0歳から5歳まで全て0ということで、私立、区立いずれも保育園・子ども園、児童数が0ということが達成できたところでございます。

それから、4分の3ページの下表は小規模保育事業、いわゆる保育ルームの入園児童数で、こちらも待機児童はなしです。最終ページの4分の4ページは、上から家庭的保育者、いわゆる保育ママと呼んでおりますけれども、それから事業所内保育所、居宅訪問型保育、ベビーシッターの状況が掲載してございます。

居宅訪問型保育の下表に、特定教育・保育施設と地域型保育事業の合計の値が載ってございます。右側の待機児童数がいずれも0ということで、ご覧いただきましたとおり、保育事業につきましては今年の4月、去年に続きまして待機児童ゼロということが達成できたことをご紹介します表でございます。

続きまして、資料3-2の待機児童解消に向けた取組を説明させていただきます。こちらは表の上が令和4年度に待機児童解消に向けた取組として、2所の保育所の開設を予定しているものを掲載してございます。

まず、1所目が認可保育所の新設として、(仮称)にじいろ保育園市谷加賀町を今年の10月に、66名定員で開設する予定でございます。こちらの保育所は今年4月開設予定というところでしたが、埋蔵文化財の調査や防音設備の工事の設計変更があり、開設が半年繰延べとなったところでございます。

次に、大規模再開発に伴う新設について、西新宿五丁目北の再開発の地域に令和5年4月に、60名規模の保育所を開設する予定でございます。こちらの大規模再開発につきましては、おおむね600戸の住戸が設置される予定で、そのうち約400戸がファミリー世帯向けのため、保育所が必要というところで、こちらも設置予定となっております。

表の2番目が事業推進というところで、定期利用保育を私ども推進しているのですが、上が空き保育室型の定期利用保育の実施というところで6名程度、下が専門室型という利用の部屋をご用意していただいた保育所での定期利用保育の実施で定員45名というところを令和4年度中は推進してまいります。

最後がグラフになっております。保育施設定員の推移でございます。こちらは10年間の保育施設定員の推移を掲載しています。年々増加していますが、令和3年度から令和4年度にかけてまして、9名減員となりました。その理由といたしましては、令和3年10月に認証保育所を認可化して、定員増がありましたが、既存認証保育所が閉園になったり、認可保育所の定員変更などがあり、結果として定員が今年度は下がりました。

来年度にかけて保育所を設置してまいりますので、令和5年度につきましては、定員増を図っていく予定でございます。

説明は以上です。

**○吉住会長** それでは、ただいまの説明に対しましてご質問、ご意見を賜りたいと思います。ご発言のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、委員、お願いします。

**○委員** 待機児童に関しては、すごくほかの自治体も今苦慮してしまっていて、なぜかというところ、去年とか今年もそうだと思いますが、一昨年ぐらいから、子どもを産む方がすごく減ったという報道もありましたけれども、それで当初の計画値が平成27年ぐらいの総務省の人口推定調査を基にしているの、大分それとの開きが出てしまっているのではないかとというのが他

の自治体では分析をされているところです。

その中で、入所率が、これは4月1日の時点なので、恐らく途中でゼロから入園してくるし、転居して転入してきた人たちが利用するという意味ではかなり空いているところがあるというのは焦らなくて済むというか、中には先ほどの閉園の話もありましたが、例えば、小規模保育事業は41%ぐらいになっていて、ここはそのうちなくなるのではないかなという状況になっているので、育休が取りやすくなったりとか、4月から少し制度が改正されたりして、0歳の利用定員数を読むのがすごく難しくなっている時代なのではないかと思えます。その辺をどうお考えになっているのかをお聞きしたいです。

**○吉住会長** それでは、事務局からお願いします。

**○事務局** 保育緊急整備等担当でございます。

最近の特に特別区等での在籍児童数の減少傾向をどう捉えるかといったご質問でございます。私どもといたしましては、待機児童ゼロを達成した令和3年度、4年度、いずれの年度におきましても利用申込みは少し減っている状況もございました。総務省から昨年2月に、東京都の転出超過の傾向が若干変わっているというような報道もございまして、私どもといたしましても、人口推計のほかに住民登録者数の状況等を緻密に見守ってきたところでございます。

一時は日本人の0歳から4歳の5年間のお子さんの数が20か月連続で減少したというようなこともあります。それを受けまして、先ほど申し上げた人口推計も少し減になったということもありましたので、1所は整備を中止したといったところでございます。

ただ、その人口動態の区内の状況につきましては、低年齢児の人口そのものはまだ回復とは言えないものの、外国人の方も含めまして、かなりこの数か月、急激に回復しているというような状況がございます。

したがって、お子さんの数も今後どうなるかというのは、まだちょっと判断が難しいところだと考えておりますので、こういった人口動態等を子細に注視しながら、今後の保育所の整備は逐次考えてまいりたいと、そのように考えてございます。

**○吉住会長** ありがとうございます。

そのほか、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

ないようでしたら、この項目は終わらせていただきまして、次に次第4の意見・情報交換の時間とさせていただきますと思います。それぞれのお立場から、次世代育成に関わることについてご発言をいただければと思います。

また、これまでの議題の中で、そういえばあの件はというようなことがございましたら、ぜひ挙手いただきましてご発言いただければと思います。

それでは、委員、よろしく願いいたします。

**○委員** 幾つか質問がございます。資料1-1の3ページの16番、不登校児童・生徒への支援ですが、今、不登校特例校というのが東京都内に何校かできていると思いますが、新宿区では設置の予定があるかをお聞きしたいと思います。

あと、4ページの21番、つくし教室というのがありますが、これは不登校の子どもの学習支援の教室なのですが、利用している方から聞いたのですが、不登校になっている理由が例えば制服を着たくないとか、教室で動き回ってしまっただけで浮いていて不登校になっているお子さんに対するニーズと少し違っているようです。制服を着ていかなきゃ教室に入れませんか、静かにしていない子はつくし教室に通えませんかという言い方をしているの、指導する先生のレベルと言うと言い方が悪いのですが、何か利用のルール、明確なものがあるのでしたら教えていただきたいと思います。

あと、6ページの35の2の下の斜線になっている放課後等学習支援についてです。これは授業で足りない部分を抜き出してきて、放課後にボランティアの先生が来て教えていただくものです。息子の事例なのですが、睡眠障害がありまして午後からしか学校に行けないとか、授業は丸々休んでしまいますが、夕方起きられたので、例えばこの学習支援だけ行きたい、部活にだけでも行きたいと言うと、学校では、学校に来て授業を受けていない子は部活だけ、放課後支援の勉強だけで来ては行けないと言われました。これは、学習の機会を奪い、学習意欲を下げってしまうような言い方をされたので、学校と何回か話し合いましたが、不平等だと言われ、おたくのお子さんだけ、特別扱いになるのでできないと言われました。そうするとこの放課後学習支援の、支援の意味が全くなされていないと思います。これは息子の中学校では駄目だったけれども、ほかの中学校だったら部活だけでもおいでとか、学習支援だけでもおいでという学校もあって、新宿区内だけでも差があるのがなぜなのかというのをお聞きしたいです。

最後にもう1つ。7ページの47番のまなびの教室についてです。利用期間を小学校にお子さんが通っている保護者から聞いたら、1年間になってしまったということと、申請しても最長2年の利用しかできないということを知りました。なぜ短くなってしまったのでしょうか。発達障害だったり、支援の必要なお子さんは切れ目のない支援というのが必要だと思います。中学校にも学びの教室ができ、都立の高校にも一部通級のような形で情緒学級みたい

なものもできて、切れ目なく支援をできる機会をつくったのに、小学生の利用期間が短くなってしまったのがもったいないなと思います。あと、お子さんによっては、小学校1年生から利用して改善したから学びの教室を卒業しても、ギャングエイジといわれる小学校3、4年生ぐらいから落ち着かなくなる子や小学校5、6年生から学習支援が必要になる子がいます。長い目で途切れのない支援を受けるためには、学びの教室に制限を設けるべきではないのではないのでしょうか。

以上です。

**○吉住会長** それでは、事務局からお願いします。

**○事務局** 教育調整課長でございます。今4点ほどご質問を頂戴いたしました。

まず、不登校の特例校の認定が新宿区内にはあるかということですが、現時点ではございません。

それから2点目は、つくし教室の指導に関してのご相談でございました。新宿区では、不登校児童・生徒に対しては学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、多様な教育機会の確保ということで、例えばつくし教室もそうなのですが、現在は図書館などを活用した訪問型支援というようなことも実施をしております。

つくし教室の中で実際に指導を行っている者たちについては、元教員であるとか、専任で雇っている者もいますが、指導の内容につきまして、個々のお子さんの状況で変わってくるものですから、これはぜひ個別にご相談を受けさせていただきたいと思っております。

同じように、次の放課後等学習支援あるいは部活動など、ふだん学校に通ってこれないお子さんたちに対して、放課後のそういった様々な学習の機会や運動活動について駄目だと言われているという状況について、学校ごとに違いがあるのかどうかというのは、これは調査をしてみませんかと実態が把握し切れておりませんので、ぜひこれも個別にご相談をさせていただければと考えております。

最後の学びの教室につきましては、ご指摘のとおり1年間ということで期間が短くなりました。そして延長もさらに1年で、合計で2年間ということになっています。こちらは新宿区独自で決めたルールではなく、全都的にそういったルールで運用をとということになりました。確かにその期間だけでこの学びの教室の利用が終了して大丈夫なのかといったことは、個々のお子さんによって状況は変わってきますので、私どもとしましても、最長2年間ですが、その後どのようにフォローしていくのか、こういったことも含めて現在検討させていただいているところでございます。制度的にはそのような運用をとということできておりますの

で、正直この期間についての変更は現時点では難しいと考えているところでございます。

**○委員** ありがとうございます。

**○吉住会長** また何かございましたら担当から丁寧に対応させていただきますので、お困りの方いらっしゃいましたら、またご紹介いただければと思います。

それでは、委員、よろしくお願いいたします。

**○委員** 質問が1つあります。資料1-1の18ページの139番、利用者支援事業についてです。私たちは、乳幼児親子が遊びに来られる「ひろば」というところを運営しています。そこにきてお母さんたちから出た相談から、そのお母さん、その親子に必要なものを、例えば生活困窮していたら、社会福祉協議会や子ども食堂さんを紹介したりとか、一人一人に寄り添った丁寧な支援をアウトリーチをしながらしていくという事業を今一生懸命行っています。令和3年度実績の7か所というところが子ども家庭支援センターさん5か所とうちの地域子育て支援センター二葉とゆったりーのさんで、民間2か所で行っている7か所ですが、この主な実績というところがこの7か所というところだけで書かれているのがちょっとどういふことかなと思っています。私たちは本当にこの事業が大切だと思ってかなり多くの報告書を出しているのに「7か所」という数字だけ、6年度の目標も7か所という記述だけであることについて教えてください。

**○吉住会長** それでは、事務局からお願いします。

**○事務局** 子ども家庭支援課長でございます。日頃からこの事業にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

今おっしゃっていただきました利用者支援事業は、区としましても非常に大切な事業で、ご不安のある方のご意見を聞いていただいて、いろいろな機関につなげていただくところまでしていただいていると認識してございます。

こちらの記載としましては、箇所数の記載になっておりますので7か所という記載にさせていただきます。今後箇所を増やすというところは、現時点では考えていないところでございます。

毎年度きちんとご報告いただいております。令和3年度で申しますと、先ほどおっしゃっていただきました地域子育て支援センター二葉さん、それからゆったりーのさん、それから私どもの子ども総合センターと4つの子ども家庭支援センター合わせまして、相談件数としましては1万250件あったところでございます。そのうちの二葉さんでは約半数を超える5,793件のご相談を受けていただいているところでございます。

こちらの記載につきましては、これまでも箇所数の記載をさせていただいたところがございますので、今回はこのような記載になっておりますが、今後、相談件数をどのような形で皆さまにお知らせできるかというところも含めまして、事務局と相談していきたいと思っております。ありがとうございます。

**○吉住会長** そのほかご発言がございますか。

そうしたら、前方のお二人で、時間もだんだん迫っています。それでは、委員、お願いいたします。

**○委員** 私どもPTA連合会ということで、子どもに一番近いところにいる言わば保護者の代表としてこの場に來させていただいております。皆さまにはいつもお世話になりまして、ありがとうございます。

先ほど話が途中になりましたが、学童のキャパシティの問題であったりとか、受入れ人数の規模の問題など、多数あったと思いますが、子どもひろば、ひろばプラスというのを区では運営していて、私ども保護者は非常に助かっております。学校内で学童クラブと同じような機能を持ったものを、学校の校舎を使って子どもたちが利用できるということで、仕事を持っている身としては大変助かりますが、この資格要件というのが通常の学童と全く変わらないのでどうかと思います。今働き方がすごく多様化していて、親が家にいる時間がとても長いということで、それが親子のストレスとなり、ひいては児童の虐待になるという状況がかなり出てきております。今までと同じように親の仕事が立ち行かなくなっていたり、お父さんがリモートワークになってしまっていていつでもいるという状況になり、母親の機嫌が悪くなり、夫婦間がぎくしゃくし、家の中の空気が悪くなり、そのストレスが全部子どもに行くというような状況も増えてきております。

そのような中で、ひろばプラスの資格要件だけが数十年前から変わらないという状況になりますと、例えば現在のリモートワークとなってしまうと家にいる方は申込みができないということになりますし、あるいは自営業の方はもともと申込みができないということになっているので、資格要件の緩和というか、リモートワークだったり、コロナ禍の親の仕事の状況にも合わせたようなものに、検討をお願いできればと思います。

以上です。

**○吉住会長** それでは、事務局からお願いします。

**○事務局** 子ども家庭支援課長でございます。ご質問ありがとうございます。

今おっしゃっていただきましたひろばプラス、学童クラブ機能つき放課後子どもひろばの

ことをひろばプラスと言わせていただいておりますけれども、利用できる方の利用対象としての資格要件、おっしゃるとおりずっと変わっていないところでございます。

この点についても、コロナ禍において、皆さまの働き方が変わってきていらっしゃるというところは認識しているところでございますが、今後またコロナがどういった状況になっていくかというところも見定めていく必要があると思っております、現時点ですぐ少し緩和しますよといったことは、申し上げることが難しいところでございます。

今後のひろばプラスのご登録児童の推移ですとか、そういったところも踏まえながら、研究してまいりたいと思います。

**○委員** 現在の働き方に見合ったような形に、ぜひお願いできればと思っております。ありがとうございます。

**○吉住会長** ありがとうございます。それでは、委員、お願いいたします。

**○委員** 子どもの貧困対策等についての事業で何点か質問させていただければと思います。

資料1-1の5ページ、33番のところで、ICTを活用した英語教育の推進についてです。事業への質問から少し外れてしまっているかもしれませんが、実際にその子ども食堂等で貧困家庭と接していて感じることで、情報インフラが家庭にない、Wi-Fiが繋がっていない、スマホを持っていない、そういったご家庭が非常に増えております。キャリアと契約していない携帯本体を持っていて、新宿区内にフリーWi-Fiスポットがたくさんあるので、駅のそばですとか、マクドナルドとかに行くと、Wi-Fiを受信しているような家庭とお子さんがコロナ以降、増えている印象があります。

そのときにGIGAスクール構想で配られたツールで、連絡が取れないかなと考えたのですが、外部に接続してはいけないことになっておりますので、できれば生活が困窮しているご家庭に関しては、ご検討いただけないかなと考えています。支援に入りたいと思っても、連絡が取れなくて、タイミングのいい支援ができないということが、民間団体としてはすごく困っておりますので、ご検討いただければと思います。

それから、7ページの46番、特別支援教育の推進事業についてです。この項目ですが、何で貧困かと思われるかもしれませんが、貧困家庭の多くは育てにくいお子さんがいることにより離婚して、困難が重積している方が非常に多い印象があります。

特別支援教育推進員を申請制で申し込めば来ていただけるみたいな情報が全く家庭に行き渡っていない印象がありまして、その一つには学校で子ども経由で配布されるという情報ツールの伝達の仕方に困難があるのかなと思います。どういうことかということ、プリント類を

持ってこないことがあって、お金はかからなくて非常にいい手段に見えますが、本当に情報が必要な方にはこの届け方では届かないので、リーフレットを作成していただくことについては期待していますが、少し発達障害の親御さんもいるので、できれば一緒に読んでいただくとか説明していただけるような機会をつくっていただけるといいなと感じております。

それから、22ページの受験生チャレンジ支援貸付事業についてです。高校の授業料が無償化されて、進学意欲が高まっていると感じております。その中で経済的にお困りのご家庭の親御さんたちが、この事業を本当に知らないです。新宿区は東京都の委託事業として社会福祉協議会が窓口になっていますが、この情報が届いていないことと、情報のリーフレットが読みこなせないことに驚いています。今年度からは世帯の収入の制限がさらに緩やかになったので、事業の周知方法のお知恵を拝借できればと思います。

それから、36ページの289番、多世代・次世代育成居住支援についてです。恐らく2つの助成が入っていて、次世代育成の転居に係る、家が狭くなったので引っ越しをするときには、経済的困窮家庭は助かりますが、一方で多世代同居、近隣同居の助成というのが、これは逆のほうがいいのではないかと感じます。

どういふことかと申しますと、貧困の連鎖みたいなものが既に起こっており、例えば、親御さんの年金がなかったりですとか、国民年金みたいなもので暮らしていて、そこにひとり親家庭の方、経済的な弱者のご家庭が肩を寄せ合って住んでいるような状況が多く散見されてきて、そういった場合にはまとめていくのではなくて、それぞれの世帯を分離していくようなことをしないと、マイナスだと次世代の育成に関わるものとしては、非常に強く思います。

ですので、どちらかという貧困世帯に限って言えば、もちろんその親御さんの世帯も余力がなければ孤立していて親戚一同誰にも頼れないという家庭がすごく多いのですが、逆に同居で何とかしのいでいるようなご家庭の場合、分離してそれぞれが自立していく、お子さんの支援がきちりできるような家庭に、世代の単位を割っていくみたいなことも併せて推進していただければいいなと思いましたので、そこのところをご検討いただけるとうれしいなと思います。

最後に、質問ではないのですが、待機児童解消の取組のご説明を受けまして、保育園の定員がこんなに増えたのかとちょっと驚きました。そうなりますと地域の親子の状況とか家庭環境が変わっていて、例えばPTAなども引き受けてくれる人が少なかったり、共稼ぎの親御さんが増えて、日中親がいないお子さんがすごく増えているのかなと思ったときに、私が

自分の子どもが保育園や、小学校に入っていたときと環境が変わっているんじゃないかと思いました。

子育て支援に地域で関わられている皆さんが、この10年を振り返って変わってきたことがあれば、それを教えてほしいなと感じました。今日お集まりの方、皆さんが感じている子どもを取り巻く世界の家庭の環境の変化みたいなこととかを、ぜひほかの方に聞いてみたいなと思いました。

よろしくをお願いします。

**○吉住会長** ありがとうございます。

さきほどの多世代・次世代育成居住支援ですが、これは住民全体に対する事業でございますので、必ずしも、貧困家庭だけに特化した事業ではございませんので、そうなりたいというご家庭もあるということで事業を立ち上げておりますので、そちらも同時進行でやらせていただければありがたいと思っております。

**○委員** もちろんです。はい、ありがとうございます。

**○吉住会長** その他につきましては、それぞれの担当からまた回答させていただきます。

**○事務局** 教育調整課長でございます。

まず、教育委員会へのご質問に関して、一つはICTを活用したというところでございますが、次の特別支援教育のところでもそうなのですが、ご家庭、保護者とのやり取り、通信手段としてこういった今1人1台配付しておりますタブレット端末を活用できないかといったようなご質問かなと受け止めました。

現在、児童・生徒に1人1台配付しておりますタブレット端末につきましては、基本は教育活動のために使うという目的で配付をしているものでございます。したがって、学校ともしくは教員と児童・生徒といった中でのやり取りはの中で認められているのですが、外部の方がその端末を利用しての通信手段として活用することに関しては、やはり取り扱っている中に、個人情報保護の関係等もございますので、PTAの保護者の方でも使えない状況がございます。現時点でそれを活用できるかと問われれば、お使いできませんとお答えするしかないかなと思っております。

ただ、学校においても、保護者の方たちとの情報伝達については、ペーパーを渡して持って帰ってというようなやり方だけということに関しては課題だと認識しております。というのは、新宿区内には外国籍の保護者の方も多くいらっしゃって、持って帰ったものが、多国籍の言語でお渡しすることもあります。本当にそれだけで伝わっているのかといったこと

の心配もあります。保護者との情報のやり取り、保護者と学校間とのやり取りの中では、翻訳機能がついたアプリの活用等も今検討を進めているところでございます。そういったものも今後検討の先に活用に至れば、情報ツールの伝達ということで十分伝えられるようになってくるのではないかと認識しております。

まだすぐにそのような対応が取れることではないので、申し訳ございませんが、しばらくお待ちいただきたいと考えております。

**○吉住会長** 特別支援推進員の件についてもお願いします。

**○事務局** 失礼しました。特別支援推進員につきましては、学校でそれぞれお伝えをしている状況ですが、なかなかそれが伝わっていないというご指摘でございますので、改めてこういった趣旨をしっかりと保護者の方にも伝えられるように工夫をしていきたいと考えております。リーフレットを作成してそれを配るだけではなくて、先ほど、読んで説明するような機会だとか、そういったこともヒントをいただきましたので、その点も含めて、今後の対応については研究させていただくということでよろしく願いいたします。

**○吉住会長** それでは、受験生チャレンジ支援貸付事業についてお願いいたします。

**○事務局** 福祉部地域福祉課福祉計画係長でございます。よろしく願いいたします、本日課長の代理で出席しております。

受験生チャレンジ支援貸付事業についてのご質問でございます。ご発言にありましたとおり、こちらの事業は、東京都の事業を区を通じて社会福祉協議会に委託して行っております。本年から収入の基準が変わりまして対象者が増えてございます。このため、例えば4、5、6月の問合せ件数は昨年と比べると4倍程度多くなっております。

今後、秋から冬、受験シーズンを迎えると例年のように申込みが多く来ると思いますので、周知活動、広報の活動とともに、委託先の社会福祉協議会の体制の強化なども含めて検討しているところでございます。今日いただいたご意見なども踏まえて、今後さらに検討してまいります。よろしくお願いいたします。

以上です。

**○委員** 件数が増えているということはよかったなと思いましたが、貧困の問題と、例えばその教育歴などについて相関があるということがベースにあるので、優秀な子どもたちが電話をかけてきている状況になっているのではないかなと気にかけております。経済的に本当にゆとりがないであるとか、親御さんのそういったところのアプローチ、ぜひともよろしく願いいたします。

**○事務局** ありがとうございます。

私ども福祉部といたしましては、受験生チャレンジの問合せだけでなく、例えば生活困窮者の窓口でいろいろご相談を受けたときに、その中に生徒・学生さんがいらして、これから受験を控えるというようなご家庭に対しては、受験生チャレンジ等をご案内しておりますので、そういったところで関係課と連携を図ってまいりたいと思います。

以上です。

**○吉住会長** それでは、多世代・次世代育成居住支援についてお願いします。

**○事務局** 都市計画課長でございます。

多世代近居同居助成、これはお互いに世帯同士で一緒になる場合の補助でございますが、先ほどのお話にあった世帯が小さくなる場合という点で申し上げますと、次世代育成転居助成という、区内の移転に関しての助成があります。例えば、ひとり親になる場合も対応可能です。今の例示のものがそのままぴったり合うかどうか分かりませんが、区内の移転に関しても同じように義務教育修了前の児童がいる世帯に対しての転居助成というのがありますので、ご相談いただければと思っています。

**○吉住会長** 子ども支援課長お願いします。

**○事務局** 先ほど委員から頂戴したご質問で、1点補足をさせていただきます。利用資格要件につきまして、リモートでご自宅でお仕事されている方も勤務日数として数えておりますので、もしそこが分かりにくくて入り口の段階でためらっている方等いらっしゃいましたら、ぜひご紹介いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**○委員** ありがとうございます。

**○吉住会長** なかなか情報発信、私どももペーパーで配りましたり、ホームページでお伝えしたりしますが、行政用語なのでなかなか伝わりにくかったりですとかございます。あと、特に困っていらっしゃる方の場合、慌てているとか急いでいる方も多いので、なかなかそのペーパーをお渡ししても読み落としをされたりですとか、対面でご説明をしてもちょっと言葉がイコールでないと自分のことではないと少し誤解をされてご理解いただけないですとか、いろんな場合がありますので、今後、区も今の情報発信のままでいいのかということ、そうではないということで、次にどういう進化をしようかということ、今プッシュ型通知ですとか、いろいろ策を練っているところでございます。

少しそれが遅れておりまして申し訳ないのですが、本当に必要な人に必要な情報が分かりやすく伝わるようにするということが基本だと思っておりますので、今後も引き続きブラッ

シュアアップしていきたいと思っております。

それでは大変恐縮なのですが、時間が大分迫ってまいりましたので、どうしても今言っておかなきゃいけないということがある方がいらっしゃいましたら、その方を最後にしたいと思います。それでは、委員、お願いします。

**○委員** 3点ほど、お願いが2つと1つ質問があります。資料1-1の1ページの1番について、子どもの人権SOSミニレターというものが学校関係で配られたと思いますが、これはかなり大事なもので、いじめや自殺を未然に防ぐというようなものであるかと思えます。ところが実際に先ほど委員からお話もありましたけれども、家庭に届いているかどうかということとは少し分かりません。

そこで、まず担任の先生も、多分6月には配られているのですが、担任の先生あるいは夏休みに入る全体保護者会、そこで生活指導の先生から説明をしていただきたい。それが9月に自殺が多いというような月に、自殺の防止につながりまたいじめを未然に防ぐというような役割になるかと思えます。

もう1つは、1ページの5番、子どもと家庭の総合相談についてです。虐待に関してですが、これもいろいろといろんなものに関係があります。本来、子どもの家庭支援センター、あるいは相談員全員の方が子どもの味方であるかと思えます。保護者が多様化されていて、一見真面目そうに見えて、実はいろいろ問題を持っている、そういうような保護者がいたときは、本質を見抜くことができず間違った判断をすることもなきにしもあらずだと思います。そういうことは過去において、最悪な状況を子どもに関して起こしていると思えます。

そこで、これは子ども家庭センターだけではなくて、やはりきちんとしたそういう相談員あるいは相談担当者の方々全ての方に、家庭の状況を見抜く、よりよい正確な質の高い技術力、そういうものを研さんしていただきたいと思えます。そういう場をつくっていただきたい、それを切に願います。

これは全て子どもに関わる保育園あるいは学童、学校関係、教職関係、あるいは先ほど委員がおっしゃっていたような感じで、全ての方々に関係するかと思えます。

今度は質問ですが、4ページの22番、学校サポート体制の充実についてです。これは先生方の負担を減らしたり、あるいは先生方の教科指導の時間を増やすためのSSの充実のことと思えますが、新宿区では各校にこのSSがどのぐらいきちんと配置されているのでしょうか。また、このSSの成り手というのは、確保されているのでしょうか。その点を質問とさせていただきます。

以上です。

○吉住会長 それでは、事務局からお願いします。

○事務局 教育調整課長でございます。

まず、1点目のご要望というか、学校での説明をということに関しましては、一旦持ち帰らせていただいて、検討させていただきたいと思います。

2点目の質問の内容ですが、先ほど学校サポート体制の充実で、各学校にSSというふうに関こえたのですが、何の略でしょうか。

○委員 スクールサポーターです。

○事務局 スクールサポーター。学校の教員への支援、負担軽減ということに対しましては、教育委員会では平成30年度から取組を進めてきておりまして、その具体的な34の取組というのを報告書にまとめて、実践してきています。教員の負担軽減については、目を見張るほど成果が上がってきていまして、1週間あたりの労働時間が60時間を超える、いわゆる過労死ラインを目標に掲げて、それを今年度中に達成したいということで進めてきております。

スクールサポートスタッフの活用につきましては、それぞれの学校で必要な人材を確保して取組を進めていると認識しております。教育委員会としては必要な予算を確保していくということになるかと思っています。学校と連携しながら、その辺の取組については今後も継続して進めてまいりたいと考えます。

○吉住会長 ありがとうございます。

それでは最後に、学識の先生にご出席いただいておりますので、まずは石井先生から今日のまとめといたしますか、ご発言をよろしくお願ひいたします。

○石井（章）委員 さんざん発言したのもう大丈夫だろうと思うのですが、2点だけ、お話をさせてください。そして皆さんの発言の機会をもしかして奪ってしまったことをおわび申し上げます。

1点目が、今後、令和6年までこの計画は続いていくのですが、なかなか決めたことをそのままやっていくということが大事になることではありますが、今後のコロナの状況も鑑みながら、変化に対応できる計画を目指していく必要があるのかなと思います。

また、ご意見ですごく僕自身勉強になりましたが、多様化・多様性みたいなところが新宿の特徴であるならば、そこにも対応できるような計画、あとはコロナで断絶したようなつながりとか世代とか社会みたいなことを再びつなげられるような、それは次期のところになるかもしれませんが、計画みたいなところが大事になってくるのかなと思います。

2点目としては、増え過ぎた施設・サービスというか、保育園もそうだし、学童とかその他もそうだと思うのですが、先ほどから内容がどうなのという意見が今日結構あったのかなと思います。閉める必要がなくなるような、質的に向上するような支援みたいなものが、もしかしたら量から質へというところでは大事になるのかなと思いました。あわせて、評価の仕方みたいなものも、箇所じゃないよねという話がありましたけれども、見直せるものは見直していくというのも必要なのかなと思います。

以上でございます。

**○吉住会長** ありがとうございます。

それでは、最後に福富先生から、よろしく願いいたします。

**○福富副会長** 福富です。

先ほどもお話がありましたが、多様化というものにどう対処するかがまさに現代の大きな大きな課題だろうと思います。この多様性をどう我々が受け止めるかということについてはとても難しい状況にあるんだろうと思うのです。特に私たち日本人というのは、一定の枠の中でのものを考えたり、一つの枠にはめるということで、お互いに理解し合えるのだと思いがちです。「暗黙の了解」などはその最たる例かもしれません。黙っていても分かるんだというのは、同じ枠の中で生活していることを前提としているから分かり合えるのです。ところが現代というのはますます多様化し、しかもこのコロナという問題はいろんな生活のありようそのものも、働き方を含めて多様化してしまいました。

そういう中で、せめて新宿の教育に関しては、ぜひ教育委員会を中心にご検討いただきたいと思うのですが、学校現場そのものが一つの枠というものを子どもたちに押しつけてはいはしないだろうかということです。例えば、子どもの発達についても、一定のルートがあって、それからちょっとでも外れると、もう発達障害という名前をつけてしまう。それで分かったつもりになっているということがありはしないのかのという検討です。

現在こそ、新宿の教育に関して、本当に多様な子どもたちのありようというものを認め合えるような状況を検討して頂ければと思うのです。先ほどの話しでも、せっかくタブレットがあるのだからそれを利用したらもっと多様な情報伝達になりうるのに、それを外部との問題があるから云々ということで枠を課してしまう。それを乗り越えて、もっと道具は道具として柔軟に使えるというようなことも考えてみてもいいのかなというように思いました。もう少し大人が柔軟に物を捉えると同時に、その生きざまを子どもたちに示していくということが、今でこそ、とても大事なのかなと思うのです。

そうしないと、教育の現場というのはますます硬直化してしまい、このままでは日本の教育が不安でなりません。せめて新宿の教育に関して、大人たちがもう少し多様な生きざまに理解を示せばというふうに考えております。どうか皆さん、柔軟に考えていきましょう。

以上です。

**○吉住会長** 福富副会長、石井先生、ありがとうございました。

区といたしましても、本日いただきましたご意見、また、現場をお持ちの現場からの声ということもきちんと踏まえた上で、改善すべき点は改善できればやっていきたいと考えております。

委員の皆さまにおかれましても、今後ともそれぞれのお立場で次世代育成支援の推進にご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に事務局から事務連絡をさせていただきます。

**○事務局** 子ども家庭課長でございます。長時間ありがとうございました。私から最後の事務連絡をさせていただきます。

冒頭申し上げました、社会を明るくする運動のリーフレットのことについてでございます。こちら、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、7月、8月は強調月間ということで、今回ちょうど同じタイミングでしたので紹介させていただいているものでございますので、ご一読いただければ幸いです。

ちなみに、6月26日には新宿通りで広報パレードをやらせていただきました。こういう活動をしているんだということをもしご存じない方いらっしゃいましたら、この機会にご承知おき願えればと思います。

それから、もう1点、次回の会議についてです。

次回の会議は、来年2月頃に開催する予定でございますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

**○吉住会長** ありがとうございました。

今回は2月ということでございますので、寒い時期ですが、またよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議事が終了いたしました。これをもちまして、令和4年度第1回新宿区次世代育成協議会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございました。

午後 4時28分閉会